

議案第 2 1 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.6</u> を乗じて算定する。</p> <p>[2 略]</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の6.5</u> を乗じて算定する。</p> <p>[2 略]</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>3万3,300</u> 円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万9,400</u> 円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.9を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,400円
- (2) 特定世帯 4,200円
- (3) 特定継続世帯 6,300円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,200円
- (2) 特定世帯 3,600円
- (3) 特定継続世帯 5,400円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人

について1万3,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する

について1万200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する

総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について23,100円

[イ 略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について8,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,880円

(イ) 特定世帯 2,940円

(ウ) 特定継続世帯 4,410円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について9,240円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,620円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について20,580円

[イ 略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について7,560円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,040円

(イ) 特定世帯 2,520円

(ウ) 特定継続世帯 3,780円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について7,140円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,360円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の

被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について16,500円

[イ 略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
(イ) 特定世帯 2,100円
(ウ) 特定継続世帯 3,150円

被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について14,700円

[イ 略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円
(イ) 特定世帯 1,800円
(ウ) 特定継続世帯 2,700円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第1条第2項に規定
する世帯主を除く。） 1人につ
いて6, 600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額 1世帯について
3, 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定す
る総所得金額及び山林所得金額の合
算額が、43万円（納税義務者並び
にその世帯に属する国民健康保険の
被保険者及び特定同一世帯所属者の
うち給与所得者等の数が2以上の場
合にあつては、43万円に当該給与
所得者等の数から1を減じた数に10
万円を乗じて得た金額を加算した金
額）に被保険者及び特定同一世帯所
属者1人につき54万5,000円
を加算した金額を超えない世帯に係
る納税義務者（前2号に該当する者
を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。） 1人につい
て6, 600円

[イ 略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第1条第2項に規定
する世帯主を除く。） 1人につ
いて5, 100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額 1世帯について
2, 400円

(3) 法第703条の5第1項に規定す
る総所得金額及び山林所得金額の合
算額が、43万円（納税義務者並び
にその世帯に属する国民健康保険の
被保険者及び特定同一世帯所属者の
うち給与所得者等の数が2以上の場
合にあつては、43万円に当該給与
所得者等の数から1を減じた数に10
万円を乗じて得た金額を加算した金
額）に被保険者及び特定同一世帯所
属者1人につき54万5,000円
を加算した金額を超えない世帯に係
る納税義務者（前2号に該当する者
を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。） 1人につい
て5, 880円

[イ 略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について2,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,680円

(イ) 特定世帯 840円

(ウ) 特定継続世帯 1,260円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,640円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,320円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつ

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について2,160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,440円

(イ) 特定世帯 720円

(ウ) 特定継続世帯 1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,040円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について960円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつ

ては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,950円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外

ては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,410円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,350円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,700円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,620円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,700円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外

の世帯 6,000円

の世帯 5,400円

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。